

イベント等の利用について

小幡緑地

【主なイベント開催可能場所】

- 西園:芝生広場・幼児広場・健康広場・児童広場・園路
- 本園:芝生広場(A・B・C)・児童園・せせらぎ広場・園路
- 東園:芝生広場・東自由広場・児童園・西自由広場・花木園・園路

【イベント開催までの主な流れ】

時期	項目	内容
開催日の6ヶ月前 の1日から予約は 可能	日程の調整 イベント利用協議書・概要 書の提出	開催希望日が他のイベントと重複していないか 利用目的の確認、公園の利用促進に合致しているか 規模・概要の確認し、イベント開催の可否を回答します。 (国、愛知県、名古屋市、管理事務所、オバッタベッタ主 催のイベントは、6ヶ月前より前に日程を決める場合があり ます。)
3ヶ月前	企画書の提出 企画書の内容が固まりし だい 公園の占用利用申請 →許可	管理事務所と打合せ 規模・過去の実施状況により打ち合わせの回数は異なりま す。 テント・ステージ・ブース・看板等の占用位置・数量等の 確定後、愛知県尾張建設事務所維持管理課へ「占用許 可申請書」を提出し、許可を受けてください。
1ヶ月前	関係法令の手続き 最終実施計画の提出	消防署、警察署、保健所等への手続き 管理事務所と打ち合わせ
当日	イベントの開催	
イベント終了後 速やかに	イベント反省会	大規模なイベントについては反省会を実施します。

【イベント開催に伴う注意事項】

■公園開園時間:午前7時から午後7時まで

■駐車場利用時間

西園:(通年) 午前8時30分から午後7時30分まで

本園・東園:(4月~9月) 午前8時30分から午後7時まで

(10月~3月) 午前8時30分から午後5時30分まで

■イベント開催について特に注意を要する事項

- ・開催内容について、利用日、利用場所、規模などを「イベント利用協議書」にご記入いただき、管理事務所と協議してください。
- ・イベントに関する苦情、事故等は、主催者の責任において対応していただきます。
- ・施設、路面、芝生や樹木の破損、会場の汚れについては原形復旧となります。
- ・公序良俗に反する恐れがある場合、宗教への勧誘行為や信条等を強要するもの、会場設営や撤去など施行上の安全対策ができない、イベント中に発生するアクシデントなどへの対応能力がない等と判断される場合、公園の整備、管理上支障のある場合など、お断りする場合があります。
- ・管理事務所担当者との連絡用に主催者の連絡先(日中に連絡がつく先)を明確にしてください。
- ・設営、準備、撤去、片付については、原則午前9時から午後5時までに実施してください。時間外の作業が必要な場合は管理事務所と協議してください。
- ・車両を車両通行禁止区域に乗入れる場合は、予め管理事務所に「通行許可申請書」を提出し通行許可を受けてください。車両通行の際は、徐行でハザード点灯して通行し、歩行者のそばを通行する際は最徐行するなど、来園者へ十分配慮して通行してください。
- ・車両の乗入れは、4トン車までです。
- ・テント・ステージ・ブース・看板等設置で占用する際には、尾張建設事務所維持管理課において占用申請を行い、許可を受けてください。
- ・物販については、イベントに付随するものは管理事務所と協議の上可否の判断をしますが、県営都市公園という場所のため、その場で契約を行うもの、高価なもの、保証を要するもの等についての販売はできません。
- ・飲食の出店については、園内の飲食店の営業に配慮していただく必要があります。また、保健所、消防署への手続きが必要です。
- ・開門時間前に車両が駐車場入口門扉前に並ばないように開始時間を設定してください。
- ・小幡緑地は駐車場の台数が少ないので、公共交通機関で来場するよう案内チラシ・ポスター・SNS・ホームページで呼びかけや対策をお願いします。
- ・小幡緑地内には、関係者専用駐車場(バックヤード)がないため、関係者車両は最小限にしてください。
- ・イベントで発生したゴミは、すべて主催者の責任でお持ち帰りください。ゴミの搬出時までは、ゴミが散乱しないように袋に入れブルーシート等で覆ってください。雑排水などもお持ち帰りください。
- ・園内は原則禁煙です。指定場所以外での喫煙は行わないよう注意してください。
- ・大規模なイベント、園路を使ったイベント、及び施設を占有するイベントは、事前に開始を告知する看板を園内に設置する必要があります。
- ・音の出るイベント、大規模なイベントについては、回覧板等による周辺地区への事前周知が必要となる場合がありますので、期間に余裕を持って予め協議してください。

■イベント開催場所について

- ・すべての場所において、電源はありません。発電機を用意してください。
- ・テント等設置する場合は、脚におもりをつけて風対策を行い、必要に応じて下に板を敷くなど芝生の保護をしてください。
- ・芝生、土部分への車両の乗入れ時はハンドルを大きく切らないようにしてください。芝生を傷めたり轍がでけたりする恐れのあるときは、板を敷く等をして養生をしてください。

■園路をイベントで使用する際の注意事項

- ・園路は通常、歩行者が危険にならない程度の清掃状況です。マラソンなど競技大会で危険と判断される場合は、主催者側において清掃作業をしてください。
- ・一般利用者が通行できるように園路上にコーンを並べ分離し一般利用者通路を確保してください。
- ・使用する園路と一般利用者の動線が交差する場合は、係員を配置するなど安全確保に努めてください。
- ・園路を規制してイベントで使用する場合、概ね1ヶ月前までに公園利用者に対して看板等での事前周知が必要となります。

■駐車車両対策

- ・公共交通機関を利用して来場するよう、案内チラシ、ポスター、SNS、ホームページ等で呼びかけや対策をお願いします。
- ・イベント専用の駐車場を確保することができません。また、コーン等で関係者用に駐車スペースを確保する必要がある場合は、管理事務所と協議してください。
- ・公園施設利用者駐車台数とイベント参加者駐車台数と合わせた駐車台数が、園内の駐車可能台数を越えることが予想される場合は、園外にイベント参加者用駐車場を確保してください。

※参考:園内各駐車場の駐車台数

- 西園 北駐車場71台(普通車68台、身障者用3台)
南駐車場117台(普通車115台、身障者用2台)
- 本園 大駐車場232台(普通車218台、バス9台、身障者用5台)
弘法様駐車場50台(普通車50台)
緑ヶ池駐車場43台(普通車41台、身障者用2台)
- 東園 東駐車場80台(普通車74台、大型車4台、身障者用2台)
西駐車場70台(普通車68台、身障者用2台)

【よくある質問】

質問	回答
<p>イベントブースで調理したものを提供したいのですが、火気の使用は可能ですか。</p>	<p>イベント開催ないであれば可能です。 芝生等が汚れないように養生をしっかりと行ってください。(三方囲い、消火器の準備が必要です。) 保健所、消防署への手続きが必要です。 芝生等を傷めた場合は、原形復旧していただきます。</p>
<p>イベントブース内でアルコールは販売できますか。</p>	<p>可能です。ただし、以下の対策が必要となります。 ① 「飲酒運転厳禁」等の掲示をアルコール購入者によく見えるように掲示してください。 ② ビンでの販売は行わないでください。</p>
<p>イベント実施時に出たゴミや汁を公園内に捨てる場所がありますか。</p>	<p>公園内には捨てる場所はありませんので、主催者側で処理してください。後日回収する場合はカラス等の対策をしてください。</p>
<p>園内へ車両で入る場合の手続きを教えてください。</p>	<p>園内への車両乗入れについては、管理事務所への車両通行申請及び車両通行許可証の発行手続きが必要となります。 主催者側で、車種、車番、運転者の連絡先のリストを作成し、管理事務所へ「車両通行申請書」を提出し、許可を受けてください。</p>
<p>車両を車両通行禁止区域に乗入れる場合の注意事項はありますか。</p>	<p>車両通行禁止区域は、園内を散策する人に十分注意しながら下記のルールを守って通行してください。 ・通行証は必ずダッシュボード上へ掲示してください。 ・最徐行で通行してください。 ・ハザードランプを点灯してください。 ・歩行者が最優先となります。前の車両の追い越しも禁止です。 ・入口の門扉・車止めは、通行後、確実に元の位置に戻してください。</p>
<p>テント・ステージ・ブース・看板等を設置するときは、許可申請はどこへ行えばいいですか。また、様式は決まっていますか。</p>	<p>愛知県尾張建設事務所維持管理課で申請して、占用許可を受けてください。 都市公園占用許可申請書様式は、愛知県尾張建設事務所維持管理課のホームページをご覧ください。 添付書類としてイベント企画書、占用位置図、占用の大きさが分かる図面が必要です。 ① 仮設工作物(テント等):1㎡当り11円/日 ② 興行 :1㎡当り22円/日 などの金額が必要になります。くわしくは、愛知県尾張建設事務所維持管理課へお問い合わせください。</p>